

富裕層の実像を探る

宮本 佐知子

■ 要 約 ■

1. 富裕層の実像に関心が集まっている。本稿は（1）富裕層の資産額や資産額分布はどうなっているのか、（2）どこにいるのか、（3）資産構成はどうなっているのか、という富裕層に関する FAQ に対し、公表データを基にできるだけ答えようとするものである。
2. 富裕層の資産額や資産分布は公表統計からは把握できない。そもそもマクロ統計とミクロ統計の差は大きく、資産項目の違いを調整しても世帯当たり金融資産の差は 1.7 倍もある。この差をミクロ統計で把握しきれていない富裕層の資産と見なすことも可能であろう。
3. 複数の統計を組み合わせて富裕層の資産分布を推定したところ、金融資産が 4,000 万円を超える世帯のうち大半は金融資産が 8,000 万円以下である一方、金融資産が 20 億円を超える世帯は約 3,000 ありその金融資産総額は 14 兆円との結果を得た。また近年は、富裕層の中でも「勝ち組」と残りの富裕層とでは資産格差が拡大しているようである。
4. 富裕層の地域別所在については、資産富裕層の約 3 割、所得富裕層の約 5 割が東京に集中している。地域別所在の推移を見ると、資産富裕層のシェアは東京が 3 割を占め、バブル崩壊後はシェアが低下したものの足下ではやや持ち直している。またシェア 3 位の名古屋も上昇している。一方、所得富裕層のシェアは東京への集中が進んでいる。
5. 富裕層の資産構成については、土地が最も大きな資産である。時系列での推移を見ると、現預金の占める割合が上昇していることや、有価証券に占める自社株の割合が低下し運用を積極化させていることがわかる。ただし富裕層の資産構成はどのタイプの富裕層なのかによって異なっている。そのため、富裕層向けの資産運用アドバイスを考える上では、抱えている資産リスクも同様に異なることに留意する必要があるだろう。

I はじめに

富裕層の実像に関心が集まっている。財閥など代々の富裕層に加え、昨今は起業や資産

運用によって新たな富裕層が出現しているとの報道も多い。ところが一般に公表されている家計資産統計からは、富裕層の実態把握が難しい。

本稿は、富裕層の資産額や資産分布はどうなっているのか、どこにいるのか、資産構成はどうなっているのか、という富裕層に関する FAQ に対し、公表されているデータを基にできるだけ答えようとするものである。なお一般に、富裕層とは多額の資産を持つ人を指すことが多いと考えられるため、本稿ではあえて示さない限り「資産富裕層」を意味することとしたい。多額の所得がある「所得富裕層」については第Ⅲ章で検討する¹。

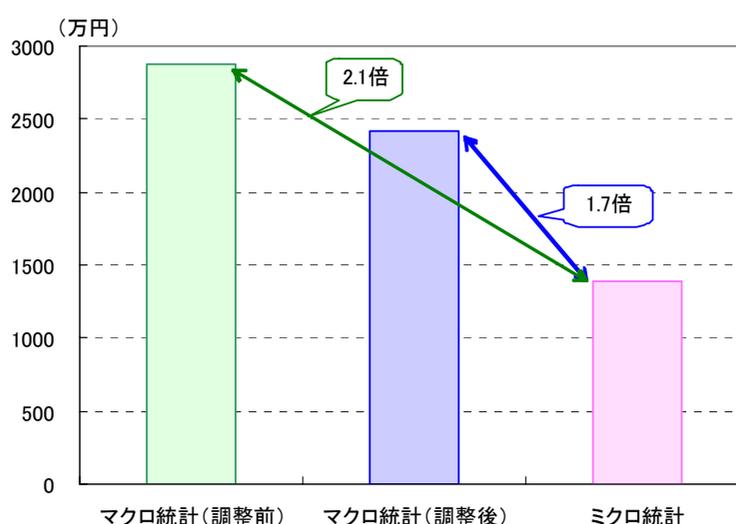
1. 世帯当たり金融資産額：マクロ統計はミクロ統計の 2.1 倍

富裕層の資産額を推定する方法として、マクロ統計とミクロ統計との乖離に注目することが考えられる。実はわが国の家計金融資産額は、マクロ統計とミクロ統計では大きな差があり、この差をミクロ統計で把握しきれていない富裕層の保有資産と見なすことも可能であろう。

ミクロ統計（全国消費実態調査）は全国 4,957 万世帯から約 6 万世帯を抽出した調査結果から推定されており、世帯当たり金融資産は 1,384 万円である（図表 1）。

一方、同年のマクロ統計（日本銀行統計）によると、世帯当たり金融資産は 2,882 万円であり、両者の差は 2.1 倍もある。

図表 1 統計によって大きな差がある世帯当たりの金融資産額



- (注) 1.数字はミクロ統計調査実施年である 2004 年で統一。
 2.マクロ統計は日本銀行「資金循環勘定」、ミクロ統計は総務省「全国消費実態調査」である。
 3.マクロ統計（調整後）とはミクロ統計と定義を合わせるように修正したものである。
 (出所) 日本銀行統計、総務省統計、国立社会保障・人口問題研究所統計より野村資本市場研究所作成

¹ 統計の都合上（資産）富裕層は金融資産 4,000 万円、所得富裕層は年間所得 5,000 万円を上回る人・世帯とした。

2. 資産項目を調整しても依然大きい乖離幅

ただし、これらの統計では対象となる金融資産に違いがある。マクロ統計には含まれていても、ミクロ統計では家計が意識していないために含まれない資産があるからである（例えば年金準備金や事業用金融資産項目などである）。そこで、マクロ統計で対象となる金融資産をミクロ統計と同じものに調整し再計算したところ、世帯当たり金融資産額は2,414万円となった。それでもこの金額はミクロ統計の1.7倍ある。

3. 最高貯蓄額階級世帯の金融資産は公表値の3.1倍？

世帯当たりではなく金融資産総額で見ると、ミクロ統計では686兆円、マクロ統計では前述の項目調整後で1,197兆円である。差額である511兆円についてはミクロ統計では捕捉しきれていないと考えられ、金融資産を誰がどれくらい持っているのかを具体的に把握することは難しい。

仮にこの差額がミクロ統計における富裕世帯である「最高貯蓄額階級（4,000万円以上）世帯」に集中しているとすれば、この階級の平均金融資産額は統計に掲載されている6,458万円ではなく、実際には1億9,753万円（3.1倍）と試算される。

II 富裕世帯の資産額別の分布

1. 資産額別の世帯分布の推定

富裕層の資産額がどのように分布しているのかを推定する方法としては、ミクロ統計とマクロ統計（相続税統計）を組み合わせることが考えられる。

ミクロ統計では最高貯蓄額階級（4,000万円以上）に属する世帯は全世帯の7.8%に相当するが、この階級の中での資産額別の世帯分布は公表統計からはわからない。一方、実質的に資産額が多い人だけが対象となる相続税統計では、課税価格（資産額）階級別に被相続人数の分布が公表されている。例えば相続税統計によると「課税価格が2億円以下」の人数は全体の約7割を占めているが、「課税価格が100億円超」は年間7人もいる（図表2）。

そこで、ミクロ統計に相続税統計を組み合わせることにより、金融資産額別の世帯数・金融資産を推定した（図表3）。具体的には、相続税統計における資産額階級別の人数・合計資産額や、相続資産合計の4割が金融資産であることを基にして、金融資産額別の世帯数と世帯当たり金融資産額を求めた。

推定結果によると、金融資産4,000万円を超える世帯のうち、大半は金融資産が8,000万円以下である。一方ハイエンドの方では、金融資産が20億円を超える世帯は約3,000あり、保有金融資産合計は14兆円と推定される。

図表 2 課税価格階級別の被相続人の分布

課税価格階級	1億円以下	1億円超	2億円超	3億円超	5億円超	7億円超
被相続人数(人)	9,270	21,632	6,782	4,418	1,479	776
構成比	21%	48%	15%	10%	3%	2%

課税価格階級	10億円超	20億円超	30億円超	50億円超	70億円超	100億円超	全体合計
被相続人数(人)	617	100	50	14	7	7	45,152
構成比	1%	0%	0%	0%	0%	0%	100%

(出所) 国税庁統計(平成17年度)より野村資本市場研究所作成

図表 3 富裕層の金融資産額別分布

金融資産額階級	0.4億円超	0.8億円超	1.2億円超	2億円超	2.8億円超
推定世帯数(万)	232	73	47	16	8.3
総世帯に対する比率	4.7%	1.5%	0.95%	0.32%	0.17%
推定金融資産総額(兆円)	137	75	76	39	29
総金融資産に対する比率	11%	6.2%	6.3%	3.2%	2.4%

金融資産額階級	4億円超	8億円超	12億円超	20億円超	28億円超	40億円超
推定世帯数(万)	6.6	1.1	0.54	0.15	0.07	0.07
総世帯に対する比率	0.13%	0.022%	0.011%	0.003%	0.002%	0.002%
推定金融資産総額(兆円)	37	11	8	4	3	7
総金融資産に対する比率	3.1%	0.9%	0.7%	0.3%	0.2%	0.6%

(注) 富裕層は全世帯の7.8%であると想定し、金融資産額や各階級世帯分布は相続税統計に基づく。

(出所) 国税庁統計(平成17年度)、総務省統計(平成16年)、日本銀行統計(平成17年)より野村資本市場研究所推定

2. 富裕層の中での「勝ち組」

富裕層の中でも資産格差が拡大している。図表4は相続財産の課税価格階級別の被相続人数構成を示したものであるが、5億円を超える被相続人の割合は1995年から2005年までにほぼ半減している。一方「資産額20億円超」の高額価格階級では、資産額区分が2005年から細分化され、新たに「30億円超」「50億円超」「70億円超」「100億円超」という区分が導入された。富裕層の中での「勝ち組」と、残りの富裕層との資産額の差は拡大しているようである。

近年では所得格差の拡大が話題にのぼることが多いが、所得の蓄積によって資産が形成されることや、わが国経済全体が資産デフレから脱却しつつあることを考え合わせると、今後は資産格差の拡大も注目を集めることになろう。

図表 4 相続税課税価格階級別の被相続人の構成

課税価格階級	(年)					
	80	85	90	95	00	05
1億円以下	69.3%	65.5%	26.0%	15.6%	17.0%	20.5%
1億円超	19.7%	20.8%	38.1%	42.3%	45.5%	47.9%
2億円超	5.5%	6.2%	13.6%	16.5%	16.5%	15.0%
3億円超	3.3%	4.2%	10.7%	12.7%	11.8%	9.8%
5億円超	2.2%	3.3%	4.3%	5.2%	4.1%	3.3%
7億円超			2.9%	3.4%	2.5%	1.7%
10億円超			4.4%	3.3%	2.0%	1.4%
20億円超				1.1%	0.64%	0.22%
30億円超						0.11%
50億円超	0.03%					
70億円超	0.02%					
100億円超	0.02%					
全体合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%
5億円超合計	2.2%	3.3%	11.6%	13.0%	9.2%	6.8%
合計人数(人)	26,789	48,114	48,302	50,746	48,463	45,152

(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

III 富裕層はどこにいるのか？

1. 資産富裕層の所在

1) 資産富裕層が集中する東京

では富裕層はどこにいるのだろうか。本章では、資産額が多い「資産富裕層」と、年間所得が多い「所得富裕層」にそれぞれ注目する。

まず「資産富裕層」だが、資産額が多い人のみが対象となる相続税統計によると、国税局別には東京に富裕層が集中していることがわかる(図表 5)。東京国税局の相続財産合計は全国の 35%、被相続人数は全国の 29%を占める。また、課税価格階級別に見ると東京は高額階級に占める割合が多い。例えば 20 億円を超える資産を遺した被相続人のうち、東京は約 6 割を占めている。

2) 資産富裕層の地域別所在の変遷

資産富裕層の地域別所在は以前から変わっていないのだろうか。被相続人の地域別所在を見ると、東京は約 3 割を占めており、バブル崩壊後はシェアが低下したものの足下ではやや増加している(図表 6)。東京に次いで人数が多い大阪は約 2 割を占めているがシェアはわずかに低下傾向が見られる。逆に名古屋は少しずつシェアを伸ばしている。

資産額の上位 5%に限った場合の被相続人の地域別所在を見ると、東京は 5 割前後で推移している(図表 7)。また名古屋のシェア上昇が目玉を引く。

図表 5 国税局別の課税状況（2005年）

国税局	相続財産の課税価格		被相続人の数										管轄している都道府県
	合計金額 (百万円)	構成比 (%)	合計 (人)	課税価格階級									
				1億円以下	1億円超	5億円超	10億円超	20億円超	30億円超	50億円超	70億円超	100億円超	
札幌	164,462	2	808	142	630	27	8	0	1	0	0	0	北海道
仙台	371,551	4	1,917	400	1,429	73	14	1	0	0	0	0	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越	1,348,911	13	6,215	1,242	4,570	313	75	9	5	1	0	0	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県
東京	3,616,025	35	13,292	2,738	9,134	947	368	68	22	11	1	3	千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
金沢	199,103	2	1,036	198	798	38	2	0	0	0	0	0	富山県、石川県、福井県
名古屋	1,514,207	15	7,411	1,468	5,591	295	43	5	6	1	0	2	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
大阪	1,660,677	16	7,609	1,605	5,538	361	76	13	13	0	2	1	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
広島	442,281	4	2,432	546	1,815	59	8	1	2	0	1	0	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
高松	286,515	3	1,544	351	1,143	44	5	0	0	0	1	0	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡	322,161	3	1,510	305	1,136	52	12	1	1	1	1	1	福岡県、佐賀県、長崎県
熊本	199,525	2	1,061	235	787	34	3	1	0	0	1	0	熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	69,837	1	317	40	261	12	3	1	0	0	0	0	沖縄県
合計	10,195,255	100	45,152	9,270	32,832	2,255	617	100	50	14	7	7	

(出所) 国税庁統計（平成17年度）より野村資本市場研究所作成

図表 6 国税局別の被相続人構成

国税局	(年)											
	80		85		90		95		00		05	
	(人数)	(構成比)										
札幌	545	2%	1,094	2%	747	2%	855	2%	854	2%	808	2%
仙台	1,010	4%	2,146	4%	1,472	3%	1,924	4%	2,034	4%	1,917	4%
関東信越	3,654	14%	6,798	14%	5,910	12%	7,631	15%	7,347	15%	6,215	14%
東京	8,619	32%	14,244	30%	17,787	37%	14,363	28%	13,237	27%	13,292	29%
金沢	515	2%	938	2%	742	2%	1,079	2%	1,107	2%	1,036	2%
名古屋	3,869	14%	7,113	15%	6,823	14%	8,545	17%	8,065	17%	7,411	16%
大阪	5,350	20%	9,017	19%	9,525	20%	9,538	19%	8,515	18%	7,609	17%
広島	1,380	5%	2,551	5%	2,016	4%	2,503	5%	2,796	6%	2,432	5%
高松	606	2%	1,330	3%	1,083	2%	1,400	3%	1,695	3%	1,544	3%
福岡	690	3%	1,576	3%	1,319	3%	1,606	3%	1,470	3%	1,510	3%
熊本	492	2%	1,158	2%	672	1%	1,005	2%	1,022	2%	1,061	2%
沖縄	59	0%	149	0%	206	0%	297	1%	321	1%	317	1%
合計	26,789	100%	48,114	100%	48,302	100%	50,746	100%	48,463	100%	45,152	100%

(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

図表 7 資産額上位 5%の国税局別の被相続人構成

(年)

国税局	80		85		90		95		00		05	
	(人数)	(構成比)										
札幌	26	2%	26	2%	19	1%	19	1%	31	1%	16	1%
仙台	25	2%	26	2%	10	0%	29	1%	54	2%	44	3%
関東	230	16%	274	17%	272	13%	379	17%	399	16%	215	14%
東京	825	56%	817	52%	1,303	62%	1,111	50%	1,155	46%	827	53%
金沢	4	0%	13	1%	5	0%	27	1%	50	2%	19	1%
名古屋	32	2%	115	7%	105	5%	201	9%	236	9%	134	9%
大阪	225	15%	251	16%	354	17%	371	17%	409	16%	217	14%
広島	17	1%	13	1%	20	1%	21	1%	40	2%	28	2%
高松	14	1%	11	1%	5	0%	19	1%	37	1%	18	1%
福岡	21	1%	18	1%	21	1%	37	2%	45	2%	35	2%
熊本	7	0%	10	1%	1	0%	10	0%	23	1%	12	1%
沖縄	1	0%	3	0%	3	0%	10	0%	13	1%	6	0%
合計	1,477	100%	1,577	100%	2,118	100%	2,234	100%	2,492	100%	1,571	100%

(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

3) 別統計から見る資産富裕層の所在

相続税統計では「既に他界した人の中で多額の資産を遺した人」の所在はわかるが、これを相続した人の所在はわからない。そのため「今生きている人の中で多額の資産を持つ人」の所在は、ミクロ統計における資産最高額階級の世帯データを見るしか方法がない。そこで図表 8 には、ミクロ統計の様々な定義に基づく資産最高額階級の世帯の割合を、都道府県ごとに示した。これによると東京、神奈川、愛知、大阪の各都道府県では資産富裕層の人数が全国合計に占める割合が多い。また貯蓄額最高階級の世帯数が各都道府県の総世帯数に占める割合については、上述の都道府県だけではなく、その他の府県でも多いことがわかる²。

2. 所得富裕層の所在

1) 所得富裕層も東京に集中

富裕層には、事業や資産運用等からの収入が多額である「所得富裕層」もいる。この所得富裕層は、所得統計からその所在を掴むことができる。ここでは年収 5,000 万円超の所得を得た人を所得富裕層として、その所在地を地域別にまとめたところ、東京都に 32%・18,577 人、東京国税局の管轄では 46%・26,950 人が集中している(図表 9)。所得富裕層も東京に集中しており、資産富裕層よりも東京への集中度が高いといえよう。

² なお資産富裕層の平均年齢は過去 20 年間で約 10 歳上昇しており、富裕層が高齢者であることが多くなっている。この背景には、長命化に伴う相続年齢の後ずれがある。詳しくは宮本佐知子「わが国家計資産選択における相続の影響」『財界観測』平成 19 年秋号参照。

図表 8 地域別富裕層の割合

都道府県	全国合計に対する割合			各都道府県内の総世帯に対する割合		
	貯蓄現在高の 最高階級 (4000万円以上)	現住居・現居住地 資産額の最高階級 (1億円以上)	現住居以外・ 現居住地以外の 資産額の最高階級 (1億円以上)	貯蓄現在高の 最高階級 (4000万円以上)	現住居・現居住地 資産額の最高階級 (1億円以上)	現住居以外・ 現居住地以外の 資産額の最高階級 (1億円以上)
北海道	3%	1%	1%	5%	0%	0%
青森県	0%	0%	1%	4%	0%	1%
岩手県	1%	1%	1%	5%	1%	1%
宮城県	1%	1%	0%	5%	1%	0%
秋田県	0%	0%	0%	4%	0%	0%
山形県	1%	0%	0%	5%	1%	0%
福島県	1%	0%	1%	6%	0%	1%
茨城県	3%	1%	4%	9%	1%	2%
栃木県	2%	1%	2%	9%	1%	1%
群馬県	2%	1%	1%	9%	1%	1%
埼玉県	5%	9%	8%	8%	3%	1%
千葉県	5%	2%	4%	9%	1%	1%
東京都	14%	44%	14%	13%	9%	2%
神奈川県	9%	10%	11%	11%	3%	2%
新潟県	2%	0%	1%	8%	0%	1%
富山県	1%	0%	1%	9%	1%	1%
石川県	1%	0%	0%	8%	0%	1%
福井県	1%	0%	1%	11%	1%	1%
山梨県	1%	0%	1%	6%	0%	1%
長野県	1%	0%	2%	7%	0%	1%
岐阜県	2%	1%	2%	9%	1%	2%
静岡県	3%	1%	5%	9%	1%	2%
愛知県	8%	8%	9%	13%	3%	2%
三重県	2%	0%	1%	11%	0%	1%
滋賀県	1%	0%	0%	10%	0%	0%
京都府	2%	3%	1%	9%	3%	1%
大阪府	7%	6%	8%	8%	2%	1%
兵庫県	4%	2%	4%	8%	1%	1%
奈良県	2%	0%	0%	12%	1%	0%
和歌山県	1%	0%	0%	10%	0%	1%
鳥取県	1%	0%	0%	10%	1%	0%
島根県	1%	0%	0%	9%	0%	1%
岡山県	2%	0%	1%	11%	0%	0%
広島県	2%	1%	2%	8%	1%	1%
山口県	1%	0%	1%	7%	0%	1%
徳島県	1%	1%	1%	9%	2%	1%
香川県	1%	0%	1%	11%	0%	1%
愛媛県	1%	0%	1%	8%	0%	1%
高知県	1%	0%	1%	10%	1%	1%
福岡県	3%	1%	3%	7%	0%	1%
佐賀県	0%	0%	0%	6%	0%	1%
長崎県	0%	0%	0%	4%	0%	0%
熊本県	1%	0%	1%	3%	1%	1%
大分県	1%	0%	1%	6%	0%	1%
宮崎県	0%	-	0%	2%	-	0%
鹿児島県	1%	-	1%	4%	-	0%
沖縄県	0%	0%	1%	1%	0%	1%
合計/平均	100%	100%	100%	9%	2%	1%

(注) 二人以上の全世帯対象。

(出所) 総務省統計(平成16年)より野村資本市場研究所作成

2) 進む東京集中

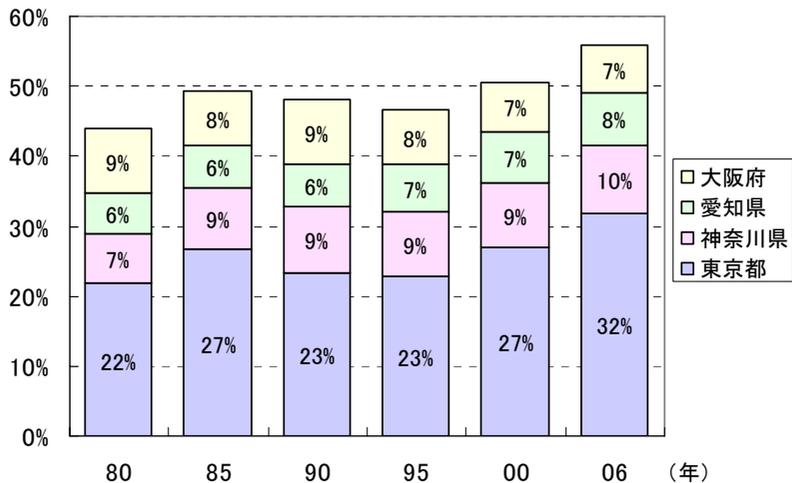
最近では所謂「ヒルズ族」とよばれる高額所得層が話題になる一方、所得格差拡大の議論も盛んである。所得富裕層が住む地域にも、何らかの変化が出ている可能性もあろう。そこで図表 10 に 5,000 万円超の所得者の所在地別割合の推移を示した。この図では富裕層の主な所在地が東京、神奈川、愛知、大阪であることを踏まえ、全国の 5,000 万円超の所得者数合計に占める 4 都府県の割合を示している。近年は、東京のシェアが上昇しており、逆に大阪はやや低下していることがわかる。

図表 9 5,000万円超の所得者の所在地

国税局	都道府県	人数	割合	国税局	都道府県	人数	割合	
札幌	北海道	1,133	2%	大阪	滋賀	384	1%	
	青森	247	0%		京都	1,109	2%	
仙台	岩手	220	0%		大阪	3,942	7%	
	宮城	571	1%		兵庫	2,567	4%	
	秋田	168	0%		奈良	597	1%	
	山形	202	0%		和歌山	275	0%	
	福島	299	1%		計	8,874	15%	
計	1,707	3%	広島	鳥取	72	0%		
関東	茨城	706		1%	島根	113	0%	
	栃木	563		1%	岡山	434	1%	
	群馬	476		1%	広島	901	2%	
	埼玉	3,213	6%	山口	221	0%		
	新潟	493	1%	計	1,741	3%		
計	5,880	10%	高松	徳島	207	0%		
東京	千葉	2,596		4%	香川	219	0%	
	東京	18,577		32%	愛媛	398	1%	
	神奈川	5,604	10%	高知	142	0%		
	山梨	173	0%	計	966	2%		
計	26,950	46%	福岡	福岡	1,586	3%		
金沢	富山	269		0%	佐賀	155	0%	
	石川	301		1%	長崎	233	0%	
	福井	206	0%	計	1,974	3%		
計	776	1%	熊本	熊本	356	1%		
名古屋	岐阜	636		1%	大分	266	0%	
	静岡	1,400		2%	宮崎	235	0%	
	愛知	4,426		8%	鹿児島	301	1%	
	三重	454	1%	計	1,158	2%		
計	6,916	12%	沖縄	306	1%			
				全国計	58,381	100%		

(出所) 国税庁統計 (平成 18 年度) より野村資本市場研究所作成

図表 10 5,000万円超の所得者の所在地別割合



(注) 5,000万円超の所得者合計人数を 100%として上記 4 都府県の所在人数割合を示した。

(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

IV 富裕層の資産構成の特徴

1. 富裕層の資産構成の変遷

富裕層の資産構成については、相続税統計から（資産）富裕層の資産ポートフォリオを見ることができる。図表 11 は 1980 年からの相続財産の資産内訳を示している。土地が最も大きな資産であることは変わっていないものの、土地の割合はバブル崩壊後に低下し、足下では 50%にまで低下した。一方、現預金比率は 9%から 20%へと上昇している点が目立つ³。

相続財産に占める有価証券の割合はバブル崩壊後に低下した後、足下では上昇しバブル期やそれ以前を上回っている。しかし、有価証券の内訳を細かく見ると、その資産内容は以前と大きく変わっている。1980 年代は「特定同族会社の株式および出資」つまり自社株が 4 割近くあった。これに対し近年は「投資・貸付信託受益証券」の割合が顕著に増加しており、「特定同族会社以外の株式及び出資」も増えている。総じて自社株の割合は低下し、運用に積極的になっている姿が見て取れよう。

2. 富裕層と平均世帯との資産構成の比較

富裕層の資産構成の特徴を考える上では、平均的な家計との比較も重要であろう。

図表 11 相続財産の資産内訳

相続財産の資産内訳		(年)					
	80	85	90	95	00	05	
土地	67%	67%	71%	69%	62%	50%	
家屋	3%	4%	5%	5%	4%	6%	
事業農業用財産	1%	1%	0%	0%	0%	0%	
有価証券	11%	11%	10%	8%	8%	13%	
現預金	9%	9%	8%	10%	15%	20%	
家庭用財産	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
その他	9%	10%	5%	6%	9%	10%	
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

相続財産のうち有価証券の内訳		(年)					
	80	85	90	95	00	05	
特定同族会社の株式及び出資	39%	35%	34%	37%	34%	28%	
同上以外の株式及び出資	42%	42%	48%	40%	40%	44%	
公債及び社債	10%	14%	8%	10%	11%	13%	
投資・貸付信託受益証券	9%	9%	11%	13%	15%	16%	

(出所) 国税庁統計より野村資本市場研究所作成

³ この要因を議論したものとして宮本佐知子「金融資産の活用を考える上での視点」『資本市場クォーターリー』2007年夏号がある。

図表 12 は資産構成について、富裕層（相続税対象者やマイクロ統計における様々な資産の最高額階級）と平均世帯とを比べたものである。

相続税対象者については、相続税課税財産総額を一人当たりの金額に換算したものである。この図表によると、相続税対象者の資産構成の特徴は、預貯金比率が低いこと、生命保険比率が低いこと、不動産の比率がやや多いこと、有価証券の比率が多いこと、負債の比率が低いことが指摘できよう。

一方、マイクロ統計における様々な資産の最高額階級の世帯については、資産構成は異なる特徴を持っている。貯蓄最高額階級（4,000 万円以上）の世帯では、貯蓄が純資産総額の 5 割を占めており、有価証券比率は 9%と高く負債比率は低い。その分、実物資産の割合は低くなっている。

現住居・現居住地資産の最高額階級（1 億円以上）の世帯や、現住居・現居住地以外の資産の最高額階級（1 億円以上）の世帯では、住宅・宅地資産への偏りが著しいことが特徴で、純資産額の 9 割以上を占める。貯蓄は 1 割程度しかなく、有価証券比率も低い。負債は純資産総額に占める割合は低いが、貯蓄と比較すると負債は相対的に大きい。総じて資産運用先として金融資産よりも実物資産に重きを置いていると見られ、手元流動性は低い。

年間収入最高額階級（2,000 万円以上）の世帯⁴では、貯蓄と実物資産の割合は平均世帯と似ている。しかし、貯蓄に占める有価証券の割合は平均世帯よりも高く、負債

図表 12 様々な富裕層と平均世帯の資産構成比較

(単位:万円)

	平均世帯		富裕層		富裕世帯							
			相続税対象者		貯蓄最高額階級 (4000万円以上)		現住居・現居住地資産 の最高額階級 (1億円以上)		現住居・現居住地以外 の資産の最高額階級 (1億円以上)		年間収入最高額階級 (2000万円以上)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
純 資 産 総 額	3,900	100%	37,497	100%	12,136	100%	23,690	100%	34,162	100%	16,326	100%
純金融資産(貯蓄-負債)	950	24%	6,562	17%	6,094	50%	1,828	8%	352	1%	2,504	15%
貯蓄	1,520	39%	9,039	24%	6,522	54%	3,460	15%	3,551	10%	5,334	33%
現預金	232	6%	5,027	13%	883	7%	549	2%	505	1%	876	5%
定期預金	694	18%	1,137	3%	3,212	26%	1,600	7%	1,716	5%	2,435	15%
生命保険など	398	10%	1,137	3%	1,207	10%	724	3%	717	2%	1,084	7%
有価証券	166	4%	2,875	8%	1,147	9%	564	2%	579	2%	879	5%
負債	569	15%	2,477	7%	428	4%	1,632	7%	3,198	9%	2,830	17%
実 物 資 産	2,950	76%	30,935	83%	6,042	50%	21,862	92%	33,809	99%	13,822	85%
住宅・宅地資産額	2,786	71%	29,570	79%	5,790	48%	21,573	91%	33,473	98%	13,363	82%
うち現住居・現居住地	2,209	57%	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	6,751	41%
耐久消費財資産額	150	4%	145	0%	181	1%	193	1%	199	1%	270	2%
ゴルフ会員権等の資産額	14	0%	N.A.	N.A.	71	1%	95	0%	137	0%	190	1%
そ の 他	0	0%	1,220	3%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%

- (注) 1. 数字は全て 2004 年。平均世帯と富裕世帯は、2 人以上の世帯が対象。富裕世帯については、総務省統計におけるそれぞれの最高額階級を用いた。
 2. 相続税対象者の資産は全ての相続財産を被相続人数合計で除したものである。なお、相続財産における不動産評価は実勢価格の 0.5 倍相当であると想定した推定実勢値を用いることで他データと比較できるようにした。

(出所) 総務省統計（平成 16 年）、国税庁統計（平成 17 年度）より野村資本市場研究所作成

⁴ 所得富裕層として前章では年間所得 5,000 万円超を対象としたが、この階層の資産構成は把握できないため、ここでは統計がある年間収入 2,000 万円以上の世帯について掲載した。

も多い。また住宅・宅地資産額のうち現住居・現居住地の割合は半分で、残りは投資資産と考えられる。そのため、金融資産・実物資産両方の資産運用に対して積極的と推察される。

このように、富裕層の資産構成はどのタイプの富裕層なのかによって大きく異なっている。そのため、富裕層向けの資産運用アドバイスを考える上では、抱えている資産リスクも同様に異なることに留意する必要があるだろう。